

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康管理(予防接種法)による事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康管理(予防接種法)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

桜川市長

## 公表日

令和4年10月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(予防接種法)による事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもののほか臨時的予防接種として定められているもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種について、市内の住所を有する者に対し、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」の規定に従い取り扱う。</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル、宛名情報ファイル、予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条</p> <p>◆新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>◆情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の別表第二 第16の2、17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条</p> <p>◆情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市保健福祉部健康推進課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市保健福祉部健康推進課 〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64-2 0296-58-5111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	上野 誠一	藤田 義治	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 藤田 義治	健康推進課長	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもののほか臨時の予防接種として定められているもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種について、市内の住所を有する者に対し、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」の規定に従い取り扱う。  ◆新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 また、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民健診ファイル、宛名情報ファイル	住民健診ファイル、宛名情報ファイル、予防接種対象者ファイル	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条  ◆新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7 別表第二(第16の2、17、18、19項)	◆情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の別表第二 第16の2、17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条  ◆情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和3年7月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条  ◆新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第10項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条  ◆新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和3年12月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	◆情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の別表第二 第16の2、17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条  ◆情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第16の2、第16の3項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	◆情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の別表第二 第16の2、17、18、19項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第13条  ◆情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2、第16の3項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和4年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	